

行政評価シート（事務事業評価）		評価年度	3年度
事業名	不妊症対策支援事業	担当課	健康づくり課
事業内容(簡潔に)	不妊症の治療費を一部助成し経済的負担の軽減を図る		

1 計画(PLAN):事務事業の計画的位置づけ

第7次総合計画での目的体系	基本方向	将来を担う子どもをのびのび育むまちづくり	
	政策	子どもを安心して生み、育てられる社会の実現	
	施策	子育て支援の充実	
関連する個別計画等	健康増進計画	根拠条例等	蕪崎市不妊症対策支援事業実施要項

2 計画(PLAN):事務事業の概要

事業の目的	不妊症により子どもを授かることのできない夫婦等に、不妊症の治療費の一部を助成する。経済的負担の軽減を図り、また夫婦等が子どもを授かり、生命を育むことを目的とする。
事業の手段	医師の証明のもと本人が申請し、審査により助成を決定する。 特定不妊治療・一般不妊治療：1年度(治療開始日が属する年度)において20万円を限度 男性不妊治療：1年度において5万円を限度 いずれも助成期間は1子につき通算5年を限度 ホームページ等により周知
事業の対象	本人か夫又はパートナーのいずれかが、継続して1年以上蕪崎市に住所を有する者。 且つ医療機関において不妊症と診断され、不妊症の治療を受けている者。 且つ夫婦の合計所得が730万円未満の者（治療終了日が令和3年1月1日以降の者は所得要件対象外） 且つ本人及び夫又はパートナーのいずれも市税等を滞納していない者。

3 実施(DO):投入費用及び従事職員の推移(インプット=費用+作業)

		30年度	元年度	2年度
財源内訳	A 事業費 (千円)	3,190	3,031	3,581
	国・県支出金			
	その他(使用料・借入金ほか)			
	一般財源	3,190	3,031	3,581
B 担当職員数(職員E) (人)	0.03	0.03	0.03	
C 人件費(平均人件費×E) (千円)	206	201	197	
D 総事業費(A+C) (千円)	3,396	3,232	3,778	
主な事業費用の説明				

注)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した30年度(6,862千円)、元年度(6,715千円)、2年度(6,575千円)を使用しています。

4 実施(DO):事業を数字で分析(アウトプット=事業量)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			30年度	元年度	2年度
活動指標	1 特定不妊治療	申請者数(人)	15	14	15
	2 一般不妊治療	申請者数(人)	7	5	6
	3 男性不妊治療	申請者数(人)	0	0	0
妥当性		<input type="checkbox"/> A 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない			
上記活動指標と妥当性の説明	1	申請件数はH28の助成額の拡大により、毎年15件前後の申請がある(県の助成は43歳未満)			
	2	H28年度より助成対象となっており毎年5件前後の申請がある(県の助成はない)			
	3	H28年度より助成対象となっているが、今まで申請はない 男性不妊治療の助成については、特定不妊治療のうち精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合に助成されるものであり、男性不妊の原因の中でも件数が少ないものである。全国的に見ても申請件数は少ないものであるが、手術を伴い身体的・経済的にも負担とあるものであるため、助成は必要である。			

5 評価(CHECK): 事務事業評価 (アウトカム=成果・効果)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			30年度	元年度	2年度
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	妊娠率 妊娠件数/申請件数 (%) H30: 11件/22件 R1: 3件/19件 R2: 8件/21件	50.0	15.8	38.1
	2	申請1件当たりの助成額 総助成額/申請者件数 (円) H30: 3,190千円/22件 R1: 3,031千円/19件 R2: 3,581千円/21件	145,000	159,526	170,524
	3				
成果		<input type="checkbox"/> A 上がっている <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input type="checkbox"/> C 上がっていない			
上記指標の妥当性と 成果の内容説明	1	妊娠を希望する方が治療しやすい環境（特に経済面）を作ることとしている。妊娠率だけで効果が図れず、精神面等配慮しながら効果的な治療が継続できるよう支援している。			
	2	高額な治療費に対する経済的負担の軽減になっている。			
	3				

事務事業総合評価	<input type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input checked="" type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input type="checkbox"/> C 期待以下の達成
----------	--

6 改善(ACTION): 今後の事務事業の展開

今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 拡大（コストを集中的に投入する） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善（事務的な改善を実施する） <input type="checkbox"/> 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要） <input type="checkbox"/> 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） <input type="checkbox"/> 廃止（廃止の検討が必要）			
事務事業の改善案	改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか）			
	令和3年度の改善計画（今後の事業展開説明） <ul style="list-style-type: none"> 治療終了日が令和3年1月1日以降の申請については所得制限を撤廃したため、令和3年度の申請者が増加することが考えられる。 妊娠の可否が目的ではないため、希望する方が安心して治療に望める環境を作っていく。 令和4年度（時期は未定）より医療保険適応となる見込み。国や県の補助内容を見極めながら対応を検討していく。 特定不妊治療を実施された方で、助成の申請に来られた方に対し、男性不妊治療の該当がなかったか確認し助成につなげていく。 			
過去の改善経過	改善の経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度：特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を実施。1年度10万円を上限。夫婦の合計所得650万円未満の者を対象として事業開始。 平成20年度：9月から1年度2回10万円を上限。 平成21年度：県の所得制限に合わせ夫婦の合計所得730万円未満とする。 平成28年度：特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に一般不妊治療と男性不妊治療を新たに加え、特定不妊治療と一般不妊治療については1年度内に20万円までを限度として助成し男性不妊治療については1年度内に5万円までを限度として助成。助成期間については、いずれも5年とした。 令和2年度：婚姻関係のない事実婚者も対象に含むこととした。また、治療終了日が令和3年1月1日以降の者は所得要件対象外となる。 		
	直近の評価結果	内部評価	令和元年度	<input type="checkbox"/> 拡大 - <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 全部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
		外部評価	対象外	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 全部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
改善案	不妊治療は心身への負担が大きいため、妊娠できなかった場合の心のケアや家庭環境への配慮等必要な支援を行い、効果的な治療が継続できるようにする。 県で行われている、不妊・不育症治療支援事業の紹介や専門機関（不妊・不育相談センター）の相談等と連携を図っていく。			
課長所見	高額な治療であり出産を望む夫婦への経済的負担を軽減するためには助成は必要。令和4年度から医療保険適用範囲が拡大される見込みであり動向を見ながら助成について検討していく。			